

保険薬局部会ニュース

令和3年4月5日
広島県薬剤師会保険薬局部会

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その35)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課より通知がありましたので、抜粋してお知らせいたします。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い (その31)」(令和2年12月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「12月15日事務連絡」という。)に係る対応について12月15日事務連絡において、「令和3年度(令和3年3月診療分以降)の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において検討すること」としていたところであるが、新型コロナウイルスの感染が拡大している間、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、12月15日事務連絡の1の取扱いは、令和3年9月診療分まで継続することとする。また、12月15日事務連絡の2の取扱いについては、当面の間、継続することとする。

(令和2年12月17日保険薬局ニュース参照)

2. 各医療機関等における感染症対策に係る評価

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、令和3年4月診療分から9月診療分まで以下の取扱いとする。なお、その診療等に当たっては、患者及び利用者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、調剤報酬点数表の次に掲げる点数を算定する場合、「調剤感染症対策実施加算」として4点を算定できる。

ただし、クからセまでについては、アからキまでに該当する点数と併算定しない場合に限る。

- ア 調剤基本料1
- イ 調剤基本料2
- ウ 調剤基本料3
- エ 調剤基本料の注2
- オ 調剤基本料の注8の規定により分割調剤を行う場合に、2回目以降の調剤について算定する点数
- カ 調剤基本料の注9の規定により分割調剤を行う場合に、2回目の調剤について算定する点数
- キ 調剤基本料の注10の規定により分割調剤を行う場合に算定する点数
- ク 外来服薬支援料
- ケ 服用薬剤調整支援料
- コ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- サ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
- シ 在宅患者緊急時等共同指導料
- ス 服薬情報等提供料
- セ 経管投薬支援料

Q 患者及び利用者の診療等において、「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

A 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。
(感染防止等に留意した対応の例)

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- ・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」
厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 医療機関向け情報(治療ガイドライン、臨床研究など)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html